

一般社団法人 沖縄県不動産流通機構定款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 当法人は、一般社団法人沖縄県不動産流通機構と称する。

(事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を沖縄県那覇市に置く。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第3条 当法人は、沖縄県における不動産取引に関する情報を正確かつ迅速に収集及び提供すること等により、不動産流通の適正化及び円滑化を推進し、もって会員の利益の増進を図ることを目的とする。

(事 業)

第4条 当法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 会員に対する流通システムの啓蒙普及
- (2) 不動産取引に関する情報の収集及び提供
- (3) 不動産取引に関する調査及び研究
- (4) 不動産取引に関する流通システムの改良、開発及び研究
- (5) その他当法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 会 員

(法人の構成員)

第5条 当法人は、沖縄県内に事務所を有する宅地建物取引業法により免許を受けた宅地建物取引業者で、当法人の事業に賛同して、次条の規定により当法人の会員となった者をもって構成する。

- 2 前項の会員をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号。以下「法人法」という。）上の社員とする。

(会員の資格の取得)

第6条 当法人の会員になろうとする者は、規程により申込みをし、入会審査を経なければならない。

- 2 会長は、前項において入会した者を理事会において報告しなければならない。

(入会金及び会費)

第7条 当法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、会員になった時及び毎年、会員は、総会において別に定める額の会費を支払わなければならない。

2 既納の会費は、いかなる理由があっても返還しないものとする。

(任意退会)

第8条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、いつでも退会することができる。ただし、1か月以上前に当法人に対して予告するものとする。

(除 名)

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) 当法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(会員資格の喪失)

第10条 第8条第9条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第7条の支払義務を1年以上履行しなかったとき。
- (2) 総会員が同意したとき。
- (3) 当該会員が死亡し、又は解散したとき。

第4章 総 会

(構 成)

第11条 総会は、すべての会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって、法人法上の社員総会とする。

(権 限)

第12条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 入会金及び会費の額
- (2) 会員の除名
- (3) 理事及び監事の選任又は解任
- (4) 理事及び監事の報酬等の額

- (5) 事業計画書及び収支予算書の承認
- (6) 貸借対照表及び損益計算書並びにこれらの附属明細書の承認
- (7) 定款の変更
- (8) 解散及び残余財産の処分
- (9) 理事会において総会に付議した事項
- (10) その他総会で決議するものとして法令又は本定款で定められた事項

(開 催)

第13条 定時総会は、毎事業年度終了後3か月以内に開催する。

- 2 前項のほか、必要がある場合に臨時総会を開催する。

(召 集)

第14条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

- 2 総会員の議決権の5分の1以上の議決権を有する会員は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

(総会の召集通知)

第15条 総会を招集するには、総会の日時および場所、目的たる事項および内容、ならびに法令で定める事項を記した書面を、総会開催日の7日前までに会員に対し書面で通知するものとする。

(議 長)

第16条 総会の議長は、当該総会に出席した会員のうちから選出する。

(議決権)

第17条 総会における議決権は、会員1名につき1個とする。

- 2 やむを得ない理由のため総会に出席出来ない会員は、あらかじめ通知された事項について、書面または代理人によって議決権を行使することができる。
- 3 前項の議決権行使書面は、総会開催日の前日の業務時間終了時まで当法人に到着しないときは、無効とする。
- 4 第2項により行使した議決権の数は、出席した会員の議決権の数に算入する。

(決 議)

第18条 総会の決議は、総会員の議決権の過半数を有する会員が出席し、出席した当該会員の議決権の過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総会員の半数以上であって、総会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。
 - (1) 会員の除名
 - (2) 監事の解任
 - (3) 定款の変更
 - (4) 解散
 - (5) その他法令で定められた事項
- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第20条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議事録)

第19条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議長及び総会において選任された議事録署名人2名は、前項の議事録に記名押印する。

第5章 役員

(役員の設定)

第20条 当法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上24名以内
 - (2) 監事 3名以内
- 2 理事のうち1名を会長とし、2名以内を副会長とする。
 - 3 前項の会長をもって法人法上の代表理事とし、副会長をもって同法上の業務執行理事とする。

(役員の選任)

第21条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

- 2 会長及び副会長は、理事会の決議によって理事の中から選任する。
- 3 監事は、当法人の理事又は使用人を兼ねることができない。
- 4 理事のうち、理事のいずれか1名とその配偶者又は三親等内の親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。
- 5 他の同一の団体の理事又は使用人である者、その他これに準ずる相互に密接な関係にある者である理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。

(理事の職務及び権限)

第22条 理事は、理事会を構成し、法令及び本定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 会長は、法令及び本定款で定めるところにより、当法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、当法人の業務を執行する。
- 4 会長及び業務執行理事は、毎事業年度に4か月を超える間隔で2回以上自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第23条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員の任期)

第24条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事又は監事は、第20条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

第25条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(役員の報酬等)

第26条 理事及び監事に対して、総会において定める総額の範囲内で、報酬等を支給することができる。

(役員の実任軽減)

第27条 当法人は、法人法第114条の規定により、理事会の決議をもって、同法第111条の行為に関する理事又は監事（理事又は監事であった者を含む。）の責任を

法令の限度において免除することができる。

- 2 当法人は、法人法第115条の規定により、外部理事又は外部監事との間に、同法111条の行為による賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第6章 理事会

(構成)

第28条 当法人に理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第29条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 当法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長及び副会長の選任及び解職

(招集)

第30条 理事会は、会長が招集する。

- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副会長が理事会を招集する。

(議長)

第31条 理事会の議長は、会長とする。

- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、当該理事会に出席した副会長のうちから議長を選出する。

(決議)

第32条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第33条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第7章 委員会

(委員会)

第34条 当法人の事業の円滑な運営を図るため、理事会の決議を経て、委員会を置くことができる。

2 委員会の運営に必要な事項は、理事会において別に定める。

第8章 会計

(事業年度)

第35条 当法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第36条 当法人の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の決議を経て総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第37条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時総会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第5号までの書類については承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書（正味財産増減計算書）

(5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

2 前項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款及び会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

(剰余金の処分制限)

第38条 当法人は、剰余金の分配をすることはできない。

第9章 定款変更及び解散

(定款の変更)

第39条 本定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解 散)

第40条 当法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

第10章 公告の方法

(公告の方法)

第41条 当法人の公告は、官報に掲載する方法により行う。

第11章 事務局その他

(事務局)

第42条 当法人に、当法人の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局の組織及び運営に関する細則は、理事会において別に定める。

(委 任)

第43条 本定款に定めるもののほか、本定款の施行について必要な事項は、理事会の議決を経て、会長が定める。

第12章 附 則

(最初の事業年度)

第44条 この法人の設立当初の役員は第20条の規定に関わらず別紙役員名簿のとおりとし、その任期は第24条の規定にかかわらず平成24年5月末日までとする。

この定款は原本と相違ないことを証します。

平成30年5月24日

住 所 沖縄県那覇市泉崎1丁目12番7号
商 号 一般社団法人 沖縄県不動産流通機構
会 長 多和田 勝